

造成宅地処分届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者 住所
氏名又は名称

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第11条の規定に基づき、下記のとおり、届け出ます。

記

名称	用途	面積	住宅の用に供する造成宅地				処分の時期	処分の方法	備考
			数	建築される予定の住宅の戸数	処分価格				
					単価	金額			

備考

- 各欄は、用途、処分の時期及び処分の方法が同一であり、かつ、処分単価がおおむね等しい一団の造成宅地ごとに記載することをもって足りる。
- 「名称」欄は、添付図書と照合できるように記載すること。
- 「用途」欄は、宅地開発事業計画の土地利用計画における土地利用区分により記載すること。
- 「面積」欄は、平方メートルを単位として記載し、造成宅地数が2以上の場合にあっては、平均宅地面積、最大宅地面積及び最小宅地面積を併記すること。
- 「単価」欄は、1平方メートル当たりの平均単価を円を単位として記載し、造成宅地数が2以上の場合にあっては、最高単価及び最低単価を併記すること。
- 「金額」欄は、総額を千円を単位として記載し、造成宅地数が2以上の場合にあっては、平均価額、最高価額及び最低価額を併記すること。
- 「処分の時期」欄は、処分予定年月を記載すること。